

議案第9号 取手市立かたらいの郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対する修正動議

上記の修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により提出します。

令和4年 3月15日

取手市議会議長 金澤 克仁 殿

発議者	取手市議会議員	関 川	翔
〃	〃	岩 澤	信
〃	〃	山野井	隆
〃	〃	染 谷	和 博

提案理由

令和4年度から取手市立かたらいの郷の利用時間を変更するに当たり、7月から9月までの期間については、利用終了時間を午後5時までではなく、午後7時までとするよう修正提案するものです。

議案第 9 号 取手市立かたらいの郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対する修正動議

議案第 9 号 取手市立かたらいの郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

次の表の修正前の欄（議案第 9 号の改正後の欄）に掲げる規定を同表の修正後の欄に掲げる規定に下線で示すように修正する。

修正前（対応する修正後の欄はこの欄の後に記載）		
<p>（利用時間及び休館日）</p> <p>第 4 条 かたらいの郷の利用時間及び休館日は、次の表に定めるとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、利用時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。</p>		
施設	利用時間	休館日
研修室(A) 研修室(B) 清風の間 クッキングサロン ファミリーサロン かたらいの間 ステージ 控室 娛樂室 リラクゼーションルーム 交流広場	<u>午前 9 時から午後 5 時まで</u>	(略)
つつじの湯 大利根の湯	<u>午前 10 時から午後 5 時まで</u>	

修正後（対応する修正前の欄はこの欄の前に記載）

（利用時間及び休館日）

第4条 かたらいの郷の利用時間及び休館日は、次の表に定めるとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、利用時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

施設	利用時間	休館日
研修室(A) 研修室(B) 清風の間 クッキングサロン ファミリーサロン かたらいの間 ステージ 控室 娯楽室 リラクゼーションルーム 交流広場	(1) <u>7月から9月まで</u> <u>午前9時から午後7時まで</u> (2) <u>10月から6月まで</u> <u>午前9時から午後5時まで</u>	(略)
つつじの湯 大利根の湯	(1) <u>7月から9月まで</u> <u>午前10時から午後7時まで</u> (2) <u>10月から6月まで</u> <u>午前10時から午後5時まで</u>	